

洪水時等の避難確保計画

(作成例：忠岡町版計画ひな形)

施設名〇〇〇〇〇

令和〇年〇月

目 次

1. 計画の目的	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	1
3.1. 防災体制（洪水の場合）	1
3.2. 防災体制（内水の場合）	3
4. 情報収集及び伝達	4
5. 避難誘導	5
6. 避難の確保を図るための施設の整備	5
7. 防災教育及び訓練の実施	6
8. 自衛水防組織の業務に関する事項	6

1. 計画の目的

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「施設名〇〇〇〇〇」の利用者の洪水時、内水時及び高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、「施設名〇〇〇〇〇」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

3.1. 防災体制（洪水の場合）

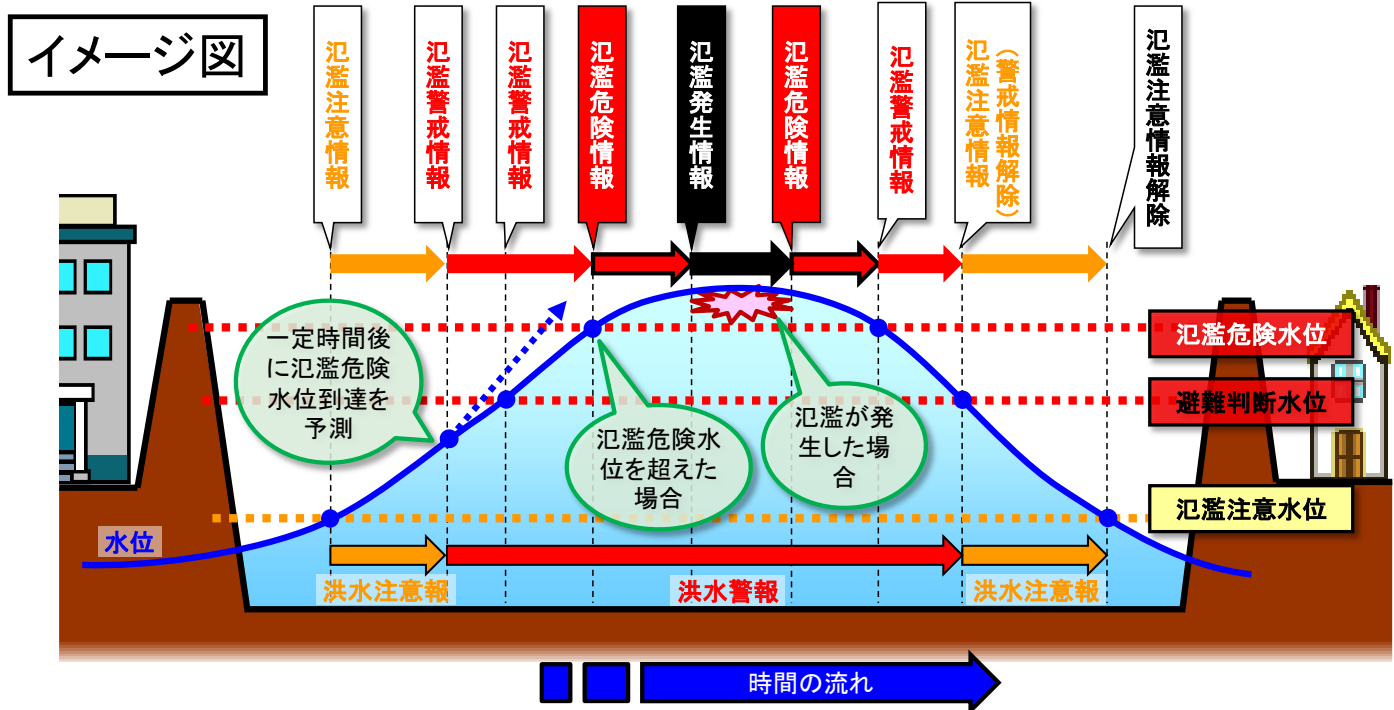
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 洪水注意報発表 ➢ 〇〇川〇〇橋水位観測所の水位が . mlに到達したとき	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制 ①	➢ 洪水警報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
警戒体制 ②	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 高齢者等避難の発令 ➢ 〇〇川〇〇橋水位観測所の水位が . mlに到達したとき	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 避難指示の発令 ➢ 〇〇川〇〇橋水位観測所の水位が . mlに到達したとき	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）体制確立の判断時期に記載の水位観測所については、忠岡町役場の防災担当者と協議してください。

水位の状況の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
〇〇川〇〇橋水位観測所の氾濫注意水位（. m）	〇〇川〇〇橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川〇〇橋水位観測所の避難判断（相当）水位（. m）	〇〇川〇〇橋水位観測所の水位が避難判断水位（市町村長が高齢者等避難の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達した場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川〇〇橋水位観測所の氾濫危険（相当）水位（. m）	〇〇川〇〇橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（市町村長の避難指示の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

水位上昇と避難に関するイメージ図



3. 2. 防災体制（内水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 大雨又は台風に関する気象情報発表 ▶ 大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	▶ 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	▶ 浸水の前兆を確認	避難誘導	避難誘導要員

※災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

3. 3. 防災体制（高潮の場合）

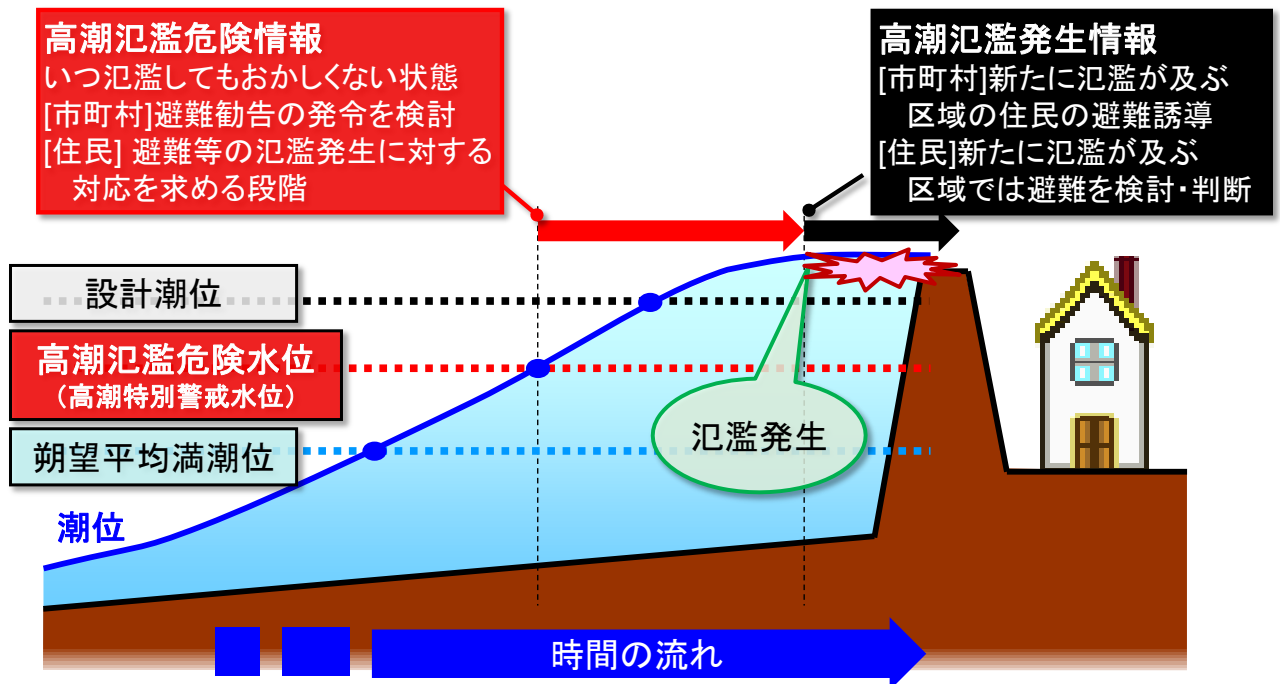
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	▶ 高潮注意報発表	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制 ①	▶ ①高潮警報又は暴風警報発表	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
警戒体制 ②	▶ ②高齢者等避難の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶ 避難指示の発令 ▶ 高潮特別警報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 高潮注意報 潮位 1. 5mを超えると予想される場合

※ 高潮警報 潮位 2. 2mを超えると予想される場合

潮位上昇と避難に関するイメージ図



4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
高齢者等避難、避難指示	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（町のホームページ）、緊急速報メール、広報車からの放送

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 別紙1「緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

- 洪水時、内水時における避難は、原則として、(施設)棟の〇階(上階)に垂直避難することとする。
- 高潮時における避難場所は、忠岡町〇〇丁目〇番〇号「〇〇」とする。ただし、避難行動が困難な場合(周辺に浸水が始まっている場合や要配慮者の健康状態など状況)によっては、(施設)棟の〇階(上階)に緊急一時的に垂直避難することとする。

(2) 避難経路

- 高潮時における避難場所までの避難経路については、別紙2「避難経路図」とおりである。

(3) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所(忠岡町〇〇丁目〇番〇号「〇〇」)までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年〇月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年〇月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年〇月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年〇月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添1 自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
 - (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるように組織を統括する。
 - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 - 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
 - 4 自衛水防組織に、班を置く。
 - (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
 - (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
 - (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
 - 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

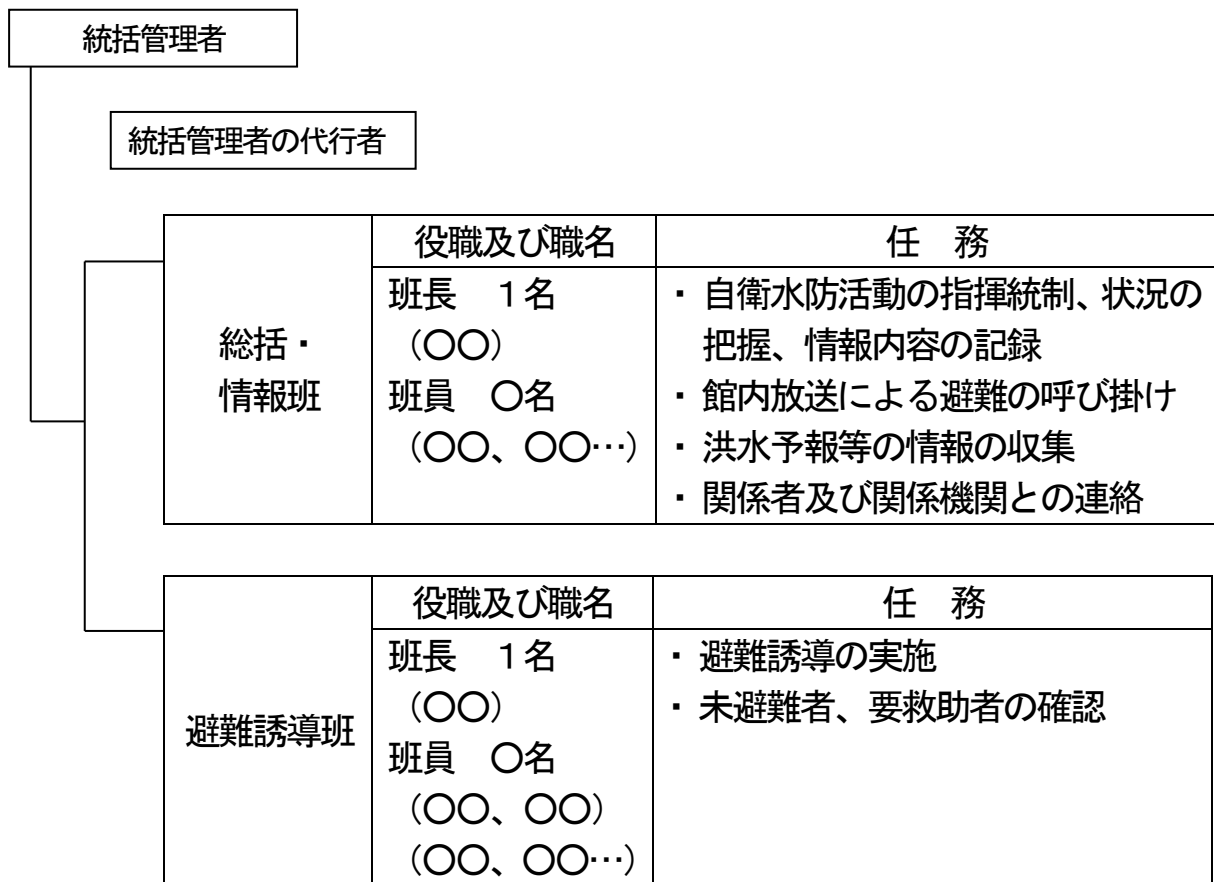
(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
 - (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯等） 電池、携帯電話バッテリー
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯、拡声器 誘導用ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

別紙1 緊急連絡網（平日用）／（休日用）

※ 既存の連絡網の使用でも構いません。

別紙2 避難経路図

※住宅地図等の貼付でも構いません。

【参考資料】情報収集ホームページ

収集情報内容	検索キーワード
気象情報	気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html
忠岡町ホームページ (避難情報・避難所等)	忠岡町 https://www.town.tadaoka.osaka.jp/
〇〇川〇〇橋水位監視カメラ	大津川水位カメラ http://www.osaka-pref-rivercam.info/sensyu/13.html
大阪府の防災情報 (避難情報、雨量、洪水予報、水位到達情報、水位監視カメラ)	おおさか防災ネット http://www.osaka-bousai.net/
河川防災情報	河川防災情報 http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/
ハザードマップ	忠岡町防災ガイドマップ https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_top=%e8%87%aa%e6%b2%bb%e9%98%b2%e7%81%bd%e8%aa%b2
事業所等の自衛水防組織	国土交通省（自衛水防について） http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html

●【水平避難】とは

災害時に身の危険が迫っている際に、現在いるところから、他の安全な場所へ移動（避難）すること。

●【垂直避難】とは

災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで移動（避難）する時間がない場合など、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難すること。